

香川県民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度要綱

1 目的

香川県内の民間社会福祉施設に勤務する職員に対し、退職手当金の給付を行うことにより、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図る。

2 事業の実施主体

- (1) この退職手当共済事業は、一般財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団（以下「振興財団」という。）が行う。
- (2) 振興財団は、5年ごとに収支状況の再計算を行うにあたっては、他の専門機関に委託することができるものとする。

3 退職手当金の給付に要する資金

退職手当金の給付に要する資金は、施設を経営する者（共済契約者）が拠出し、振興財団が事前積立方式により保管する。

4 共済契約者及び被共済職員

- (1) 共済契約者となるものは、社会福祉法第2条に定める第1・2種社会福祉事業、又は、理事会において加入を認めた施設・団体又は事業のうち、国及び地方公共団体以外のものが経営する施設で、香川県内に所在する施設の経営者とする。
- (2) 被共済職員となるものは、前号の経営者に使用される雇用期間に定めのない常勤職員と非常勤・パート職員で1年以上の契約で雇用され、かつ社会保険の適用を受ける者とする。ただし、2年未満の有期雇用契約で、その契約の更新がない職員は適用除外とする。また、高齢者継続雇用制度により再雇用となった職員は共済契約者の任意加入とする。

5 共済契約

- (1) 掛金の納付、退職手当金の支給などについては、振興財団と経営者が締結する共済契約約款に基づいて行う。
- (2) 共済契約約款は、振興財団理事会の議をへて別に定める。
- (3) 約款の改正は、共済契約者の4分の3以上の同意を得て行うものとする。（約款に定めのあるものは除く。）

6 基本退職手当金制度

(1) 掛金、掛金率、掛金基準給与

ア 共済契約者は、退職手当金及び事務費にあてるため契約締結の日の属する月分から毎月掛金を納付する。

イ 共済契約者が納付する掛金の月額は、事業費と事務費の合計額とする。

ウ 事業費は、各被共済職員の次号に規定する掛金基準給与額に千分の十五を乗じて得た額の合計額、事務費は、各被共済職員の次号に規定する掛金給与基準額に千分の一を乗じて得た額の合計額とする。

エ 掛金基準給与額は毎年4月分本俸（特殊勤務手当を含む。日額給与の者については、毎年4月中の日額給与に21を乗じて得た額）とし、その年の4月から翌

年3月まで適用する。

オ 年度途中の加入者については、加入月の本俸を（特殊業務手当を含む。日額給与の者については、加入月の日額給与に21を乗じて得た額）掛金基準給与額とし、加入月から翌年3月まで適用する。

カ 掛金基準給与額が共済契約約款第2条第7号で定める額を超えるときは、その超える額は、掛金基準給与額には算入しないものとする。

(2) 退職手当金、支給乗率、被共済職員であった期間、給付基準給与額

ア 被共済職員が退職したときは、共済契約約款の定めるところにより、算出した額を退職手当金支払資金として共済契約者に支払う。

ただし、被共済職員であった期間が2年未満の者、共済契約者間継続異動を行う者、又は3年以内に再び被共済職員となる予定で合算の申し出を行い退職する者については、退職手当金は支給しない。

イ 被共済職員であった期間の計算は月によるものとし、被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までを算入する。

ウ 退職手当金の額は、給付基準給与額（退職した日の属する月の前6箇月の各月における本俸月額合計額の六分の一に相当する額）に被共済期間に応じて、別に定めた支給乗率を乗じて得られた額を支給する。

エ 給付基準給与額が共済契約約款第2条第7号に定める額を超える場合は、その超える額は給付基準給与額には算入しないものとする。

7 第2退職手当金制度

第2退職手当金制度の加入にあたっては、基本退職手当金制度に加入していることを前提とし、任意包括加入とする。ただし、平成18年4月1日の社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下「全国共済」という。）の改正により、新規採用職員を全国共済に加入しないと決めた施設においては、全国共済の未加入者だけの部分加入を認める。

(1) 掛金

ア 被共済職員一人一口千円単位とし、上限を三十口とする。

イ 掛金口数については、各法人における退職手当金支給規定により、職種、等級、勤続年数等に応じた口数基準を定めることとし、定めのない場合にあっては、一律の口数とする。

(2) 退職手当金、被共済職員であった期間

ア 被共済職員が退職したときは、共済契約約款の定めるところにより、算出した額を退職手当金支払資金として共済契約者に支払う。ただし、被共済職員であった期間が2年未満の者、共済契約者間継続異動を行う者、又は3年以内に再び被共済職員となる予定で合算の申し出を行い退職する者には支給しない。

イ 被共済職員であった期間は、掛金を納付した月数とする。

ウ 退職手当金の額は、勤続年数、口数に基づき定められた額を支給するものとする。

8 時効

退職手当金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

9 入会金

共済契約者は、10,000円の入会金を共済契約を締結した日の属する翌月10日までに振興財団に納付するものとする。

10 契約の解除

共済契約の解除にあたっては、退職金の支給は行わない。また、納付した入会金及び掛金は返還しない。ただし、平成20年4月1日の制度改正に伴う解約についてのみ、別に定める解約金を返還する。

11 事業の実施時期

この事業は、昭和57年10月1日から実施する。

12 掛金率及び支給乗率の見直し

本共済制度の財政の健全化と掛金の適正化を図るため、3年ごとに収支状況の再計算を行い財政状態に応じて掛金率及び支給乗率の見直しを行うものとする。

13 経過措置

(1) 昭和57年10月分から昭和58年3月分までの掛金基準給与額は昭和57年10月の本俸によるものとする。

(2) 昭和57年12月31日までに共済契約を締結する場合に限り、被共済職員であった期間の計算は昭和36年10月1日以降、共済法による被共済職員になったときから起算する。

この場合の掛金は、昭和57年10月から納付するものとする。

14 平成20年4月1日の制度改正に伴う経過措置

(1) 平成20年3月31日時点で60歳未満の職員については、平成30年3月31日までの間は、退職時における新旧制度の支給額を比較し多い方の金額を支給する。平成20年3月31日時点で60歳以上の職員、又は、平成30年4月1日以降に退職する職員については、平成20年3月31日における旧制度の支給額と退職時における新制度の支給額を比較して多い方の金額を支給する。

(2) 全国共済の制度改正により県共済に加入していない平成18年4月1日以降の職員については平成18年4月1日に遡って制度に加入することができる。遡及した期間中の掛金の基準給与は、それぞれの該当年度4月1日現在の本俸とし、掛金率は、旧制度の掛金率（本俸の10/1,000）とする。また、該当職員については、口数の制度についても、平成18年4月1日に遡って加入できることとする。

【別表1】

支給乗率

加入期間	新支給乗率	加入期間	新支給乗率
0 ^年	0.000	26 ^年	4.380
1	0.084	27	4.560
2	0.168	28	4.740
3	0.252	29	4.920
4	0.336	30	5.100
5	0.420	31	5.260
6	0.532	32	5.420
7	0.644	33	5.580
8	0.756	34	5.740
9	0.868	35	5.900
10	1.400	36	6.060
11	1.600	37	6.220
12	1.800	38	6.380
13	2.000	39	6.540
14	2.200	40	6.700
15	2.400	41	6.780
16	2.580	42	6.860
17	2.760	43	6.940
18	2.940	44	7.020
19	3.120	45	7.100
20	3.300	46	7.100
21	3.480	47	7.100
22	3.660	48	7.100
23	3.840	49	7.100
24	4.020	50	7.100
25	4.200		

(注) 勤続年数に1年未満の端数を生じた場合は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給乗率・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給乗率・・・B

支給乗率=A+(B-A)×端数月数(端数日数は切り捨て)÷12

【別表2】

第2退職手当金額表

加入期間	退職手当金額	加入期間	退職手当金額
1	12,082	21	295,660
2	24,346	22	312,177
3	36,793	23	328,942
4	49,427	24	345,958
5	62,251	25	363,230
6	75,267	26	380,761
7	88,478	27	398,554
8	101,888	28	416,615
9	115,499	29	434,946
10	129,313	30	453,553
11	143,335	31	472,438
12	157,568	32	491,607
13	172,012	33	511,064
14	186,676	34	530,812
15	201,558	35	550,856
16	216,664	36	571,201
17	231,996	37	591,582
18	247,558	38	612,812
19	263,354	39	634,086
20	279,387	40	655,680

(注) 勤続年数に1年未満の端数を生じた場合は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給乗率・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給乗率・・・B

支給乗率=A+(B-A)×端数月数(端数日数は切り捨て)÷12